

奈良県男女共同参画審議会苦情等部会の設置要領

(趣旨)

第1 奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び性別による差別的取扱その他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の申出の処理に関し、奈良県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき知事から意見を求められた事項を調査審議するため苦情等部会を設置する。

(苦情等部会)

第2 苦情等部会の委員は、3名以内で組織する。

2 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(苦情等部会の職務)

第3 苦情等部会は、審議会に対し知事から意見を求められたときは、速やかにその事項について調査審議するものとする。

2 苦情等部会の決議は、審議会の決議とすることができるものとする。

3 苦情等部会は、意見を求められた事項が重要な事項であると判断したときは、審議会の開催を会長に求めるものとする。

4 苦情等部会は、第2項の決議をしたときは、後日開かれる審議会に報告するものとする。

(会議)

第4 苦情等部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、専門部会の議長となる。

3 苦情等部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 苦情等部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5 苦情等部会は、必要があるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 苦情等部会の庶務は、女性活躍推進課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年12月 日から施行する。